

パラコートに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>パラコートの残留規制対象『パラコート（パラコートイオン）とする』について、標準品に二塩化物を用いて分析した場合、パラコートイオンに換算して濃度を算出するとの理解で合っているか。可能であれば換算係数を教えて頂きたい。</p> <p>また、ジクワットも同様に規制対象がジクワットイオンになっているが、通知試験法はパラコート・ジクワット併せて変更になる見込みか。</p>	<p>【回答1】</p> <p>御指摘のとおり、今般の改正により、パラコートについて、標準品に二塩化物を用いて分析した場合、分析値をパラコートイオンに換算する必要があります。</p> <p>なお、部会報告書においては、国内の作物残留試験結果の評価にあたって、換算係数0.7243を用いています。</p> <p>ジクワット、パラコート及びメピコートクロリド試験法（農作物）については、追って改正する予定であり、その中で換算係数もお示しします。</p>

全般に係る御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>新規に基準値が設定される農薬（ジクロロメゾチアズやジメスルファゼットなど）の『すいか・メロン類果実・まくわうり・みかん・びわ・もも・キウイ』に設定される一律基準値は部位（果皮含むなど）について特別な指定はあるか。</p>	<p>【回答1】</p> <p>新規に基準値が設定される農薬については、国際整合の観点から、一律基準が適用される「すいか・メロン類果実・まくわうり・みかん・びわ・もも・キウイ」の検体部位は「果皮を含む。」こととしています。</p> <p>（農産物の検体部位及び基準値適用部位の見直しについて）</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000481931.pdf</p>
2	<p>【意見2】</p> <p>資料で言及されている国だけではなくすべての外国の事例を集めて一番厳しい基準に合わせてほしい。また、規制を設けた国が新たに現れた際にはそれも含めて最も厳しい基準にしてほしい。</p>	<p>【回答2】</p> <p>食品中の農薬の残留基準値は、農薬を定められた使用方法で使用した際の残留濃度等に基づき設定しており、これは国際的にも共通の考え方です。各国において、農薬の使用の可否や使用方法は、その国の気候、病害虫の発生状況や栽培実態を踏まえてそれぞれで定められていることから、それを基に定められる残留基準値も異なります。いずれにしても、我が国の残留基準値は、厚生労働省において、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂取量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において専門家や消費者の御意見を聴いて、子供や妊婦も含めて国民の健康に悪影響が生じないように設定しています。</p>
3	<p>【意見3】</p> <p>以下、意見を行う。</p> <p>>シフルフェナミド</p> <p>フッ素が多く含まれるので、使用はあまり好ましくないのではないかと考える。</p> <p>環境中へのフッ素の拡散は抑えるべきと考える。</p> <p>>ジメスルファゼット</p> <p>フッ素が多く含まれるので、使用はあまり好ましくないのではないかと考える。</p> <p>環境中へのフッ素の拡散は抑えるべきと考える。</p> <p>魚介類の濃度が米の8倍と多いのであるが、より少な</p>	<p>【回答3】</p> <p>国内の農薬の登録については、農薬取締法に基づき農林水産省により、農業者への健康影響、水質や水生生物などへの影響、周辺農作物や有用生物への影響、農薬が残留した農産物を食べた消費者への健康への影響、病害虫防除の効果など、安全性、有効性等が考慮され、使用が認められているものと承知しています。</p> <p>農薬の残留基準の設定については【回答2】を御覧ください。</p>

<p>い基準とは出来ないのでしょうか？</p> <p>そうなのであれば、そもそもの使用をやめるようにした方が良いのではないかと考える。</p> <p>>ピジフルメトフェン</p> <p>フッ素が多く含まれるので、使用はあまり好ましくないのではないかと考える。</p> <p>環境中へのフッ素の拡散は抑えるべきと考える。</p> <p>6ppm 以上のもの（ただし「野菜（乾燥させたもの）」を除く）についてもっと減らす事が出来ないのでしょうか？同様の効果のある他の薬剤にした方が良いのではないかとと思われる。</p> <p>意見は以上である。</p>	
---	--